

より良い教育環境を築くために

「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」を策定しました
 教育委員会では、策定した基本計画に基づき、小・中学校の再編に取り組んでいるところです。そこで皆さんに、今後の進め方などをお知らせします。

学校再編の指針を作成

教育委員会では現在、「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」を策定し、小・中学校の再編に取り組んでいます。

基本計画の素案については、本誌21年5月号に概要を掲載し、皆さんにお知らせしました。その後、42の会場で地域説明会を実施し、素案の内容を詳しく解説。参加した皆さんからは、今後の進め方や学校施設の老朽化、耐震化など約400件の質問や意見、要望をいただきました。その後に行なったパブリックコメントでは、設置場所や通学方法など9件の意見や要望が寄せられました。

れました。そしてそれらを踏まえ、平成21年11月に策定したのが基本計画です。

なお、いただいた意見や質問、要望の内容は、市ホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

学校再編の進め方

地理・地勢の特徴や望ましい学校規模を踏まえ、市内を6地区に分け再編を行います。期間は22～36年度の15年間を予定し、小規模校が多い4地区を前期8年、残りの2地区を後期7年で進めていくこととしています。地区の分け方や再編後の想定学校数は、下記を参照してください。まずは本年5月中旬から、

「学校規模・学校配置適正化基本計画」の概要

本計画は「市立小中学校の学校規模及び学校配置の在り方に関する基本方針」と「小樽市小中学校再編計画」で構成しています。

●市立小中学校の学校規模及び学校配置の在り方に関する基本方針

望ましい学校規模	【現在の学校数】		【想定学校数】	
	小学校→12学級～18学級 (各学年2～3学級) 中学校→9学級～18学級 (各学年3学級以上)	小学校 27校 中学校 14校	→	13校 8校

●小樽市小中学校再編計画

計画期間は前期(22～29年度、下記①～④の地区)と後期(30～36年度、⑤・⑥の地区)に区分。実施に当たっては、地区別に実施計画を作ります。

- ①塩谷・長橋地区 (小 4 → 2 中 3 → 1)
蘭島、忍路、桃内、塩谷、オタモイ、幸、長橋、旭町
- ②高島・手宮地区 (小 5 → 2 中 2 → 1)
祝津、赤岩、高島、手宮、梅ヶ枝町、末広町、錦町、清水町、豊川町、石山町、色内3丁目
- ③中央・山手地区 (小 6 → 3 中 3 → 2)
稲穂、花園、色内1・2丁目、港町、堺町、東雲町、山田町、相生町、入船、富岡、緑、松ヶ枝、最上、天狗山
- ④南小樽地区 (小 5 → 2 中 2 → 1)
住ノ江、住吉町、有幌町、信香町、若松、奥沢、天神、真栄、潮見台、新富町、勝納町、若竹町、築港
- ⑤朝里地区 (小 4 → 3 中 3 → 2)
桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町、朝里川温泉
- ⑥銭函地区 (小 3 → 1 中 1 → 1)
張碓町、春香町、桂岡町、銭函、見晴町、星野町

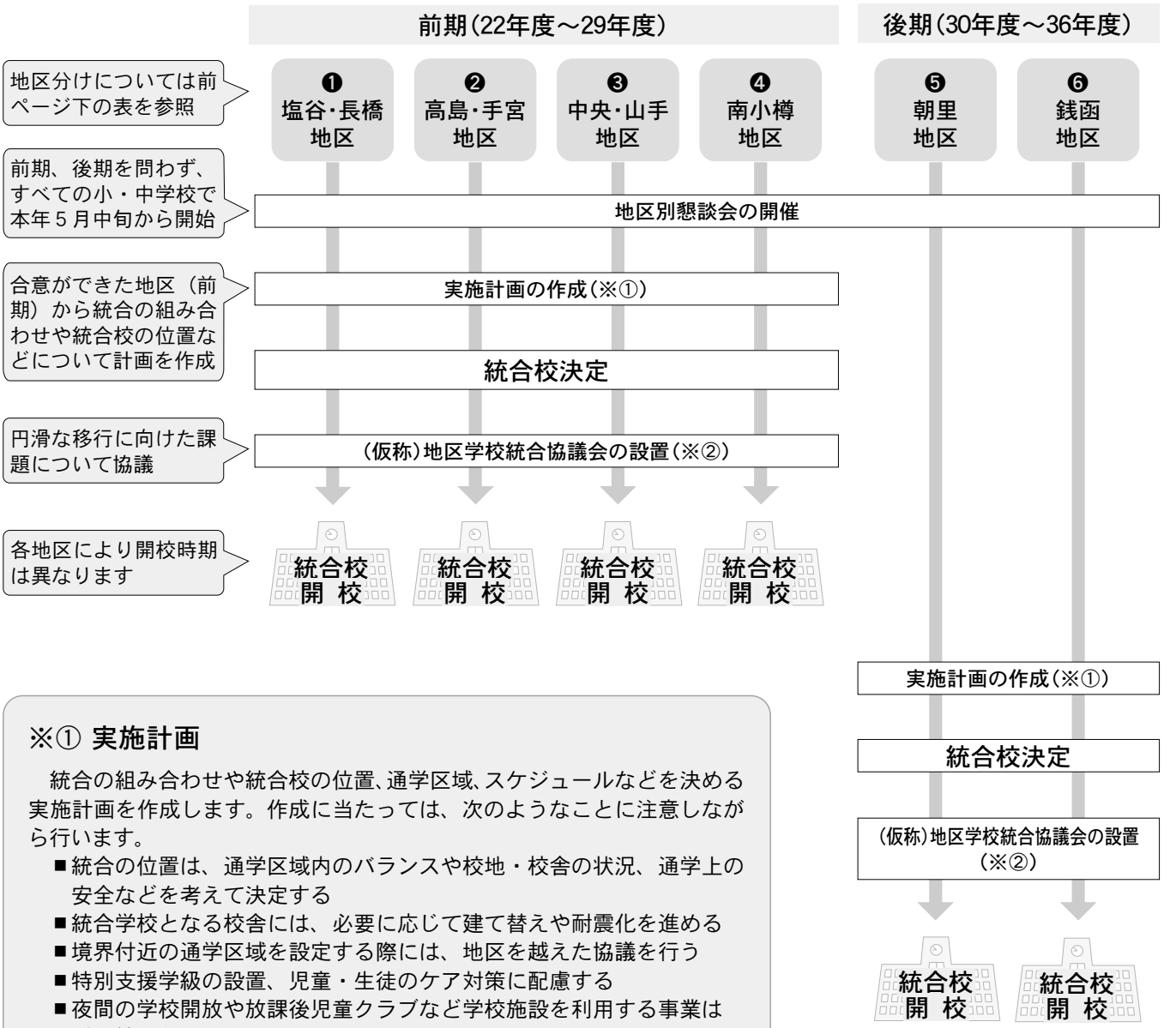


前期・後期を問わず、すべての小・中学校で「地区別懇談会」を開催。そこで統合の組み合わせや統合校の位置などの案を教育委員会から提示し、保護者や地域住民などから意見や要望を伺います。その後、合意ができた地区(前期地区)から「実施計画」(※①)を策定。統合校や統合の時期などを決定します。決定後は、円滑な移行ができるよう「(仮称)地区学校統合協議会」(※②)を設置。校名や校歌、教材、制服、事前交流の持ち方などの課題について協議して開校に備えます。なお作業の状況により、各地区で統合校開校の時期は異なります。開校までの進め方は、下記を参照してください。

教育委員会では、次代を担う子どもたちが、より良い環境で学べるよう、将来を見据えながら、必要な教育環境の整備に取り組んでいきます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

◆お問い合わせは、教育部学校教育課適正配置担当 ☎ 4111 内線 5333 へどうぞ。

統合校開校までの進め方



※① 実施計画
 統合の組み合わせや統合校の位置、通学区域、スケジュールなどを決める実施計画を作成します。作成に当たっては、次のようなことに注意しながら行います。
 ■ 統合の位置は、通学区域内のバランスや校地・校舎の状況、通学上の安全などを考えて決定する
 ■ 統合学校となる校舎には、必要に応じて建て替えや耐震化を進める
 ■ 境界付近の通学区域を設定する際には、地区を越えた協議を行う
 ■ 特別支援学級の設置、児童・生徒のケア対策に配慮する
 ■ 夜間の学校開放や放課後児童クラブなど学校施設を利用する事業は引き続き行う

※② (仮称)地区学校統合協議会
 実施計画に基づき設置します。保護者や地域住民、学校の代表者で構成し、次のような内容を協議します。
 ■ 校名、校歌、校章 ■ 教材・教具、制服 ■ 通学路、通学時の安全や支援策 ■ 学校の伝統や特徴の継承
 ■ 事前交流の持ち方 ■ 廃止となる学校施設の跡利用